

# 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

令和7年3月10日現在  
医療法人 洗和会  
井上内科小児科医院

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者がご利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	井上内科小児科医院 (岡山県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業所の所在地	岡山市東区東平島 921-1
指定番号	岡山県指定 3310115039 号
代表者名	井上内科小児科医院 井上裕史
電話番号	086-297-9333

## 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	井上内科小児科医院が実施する居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）及び訪問診療の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、医師が通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

## 3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

### 【居宅療養管理指導等サービス】

- ① 担当の医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。  
また利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護法等について、指導及び助言を行います。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の医師にご遠慮なく質問・相談してください。

#### 4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数	通常の勤務体制
医師	1名	・常勤者（1名） 勤務時間－午前9：00～午後6：30
事務員	3名	・常勤者（3名） 勤務時間－午前9：00～午後6：30

#### 5. 担当医師

担当医師は、以下の通りです。

担当医師：井上 裕史

責任者：井上 裕史

- ①担当医師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②当事業者は、担当医師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当医師を変更することができます。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

#### 6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- ①営業日 月曜日～土曜日まで但し、国民の祝祭日、年末年始、木曜日を除きます。
- ②営業時間 月・火・水・金曜日 9：00～12：30 15：30～18：30  
土曜日 9：00～12：30 15：00～18：00

#### 7. 緊急時の対応等

緊急時等の体制として、転送電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。

#### 8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています

居宅療養管理指導サービス提供料として

医師による居宅療養管理指導料（月2回まで）

居宅療養管理指導費（Ⅰ）「在宅時医学総合管理料等」を算定しない月

単一建物居住者が1人の場合 515単位／回

単一建物居住者が2～9人の場合 487単位／回

単一建物居住者が10人以上の場合 446単位／回

居宅療養管理指導費（Ⅱ）「在宅時医学総合管理料等」を算定している月

単一建物居住者が1人の場合 299単位／回

単一建物居住者が2～9人の場合 287単位／回

単一建物居住者が10人以上の場合 260単位／回

注1）上記の他、健康保険法等に基づき、医療に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

#### 9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

連絡先：086-297-9333

担当者名：井上裕史